

消費税が4月から スタートします

今年の四月一日から、新しい消費税がスタートします。

この消費税は、商品やサービスの売上げにかかる間接税で、税金分は価格に上乗せされ、最終的には消費者が負担しますが、納税は製造、卸、小売の各事業者が行うことになっています。

そのため事業者の方には、消費税の仕組みはもろろんのこと、納税事務の手続きをいち早く知っていただく必要があります。

税務署では、消費税についてのいろいろな疑問に答えるため事業者の方に対して、説明会を開催したり、詳しいパンフレットを用意していますので、是非ご利用ください。

消費に広く薄く課税

消費税は、消費に広く薄く負担を求めている、国内のほとんどのすべての取引に対して、三％（普通乗用自動車は平成四年三月三十一日まで六％）の税率で課税されます。

ただし、土地や有価証券の売却、預金の利子、医療・福祉・教育の一部などには課税されません。また、輸出については免税となっています。



● 納付税額の計算

計算の方法は、次のとおりです。

$$\text{納付税額} = \underbrace{\left(\frac{\text{課税期間の課税売上高}}{\text{売上げに対する税額}} \right) \times 3\%}_{\text{売上げに対する税額}} - \underbrace{\left(\frac{\text{課税期間の課税仕入高}}{\text{仕入れに含まれる税額}} \right) \times 3\%}_{\text{仕入れに含まれる税額}}$$

税額の計算は、課税期間（個人事業者はその年、法人はその事業年度）中の売上げに対する税額から、同じ期間中の仕入れに含まれる税額を差し引くだけです。

仕入れに含まれる税額の方が多ければ還付されます。

なお、中小事業者の方の納税事務負担を軽くするため、課税売上高だけから納付税額を計算できる簡易課税制度が設けられています。

納税義務者は

消費税を最終的に負担するのは消費者ですが、消費税を実際に納税するのは事業者です。

ただし、個人事業者については前々年、法人については前々事業年度（これを基準期間といいます。）の課税売上高が三千万円以下の事業者の方は、納税義務が免除されますので、申告・納税の義務はあ

なお、このような免税事業者でも、課税事業者となることを選択することができます。

（注）基準期間の初日が施行日（昭和六十三年十二月三十日）前で、その期間における課税売上高の計算が困難なときは、昭和六十四年一月一日から平成元年二月二十八日までの課税売上高に六を掛けた金額をその基準期間の課税売上高とすることができます。

簡易課税制度

簡易課税制度とは、基準期間の課税売上高が五億円以下の課税事業者について、課税売上高に係る税額の八〇％（卸売業者は九〇％）を課税仕入れに含まれる税額とみなすものです。

したがって、簡易課税制度を選択した場合には、課税仕入高の計算を行う必要はなく、課税期間の課税売上高だけを基礎として、次の算式により納付する消費税額を計算することができます。

$$\begin{array}{c} \text{課税期間の課税売上高} \\ \times \\ 0.6\% \\ \text{(卸売業者は0.3\%)} \end{array}$$

（注）卸売業者とは、課税期間の課税売上高に占める卸売業に係る課税売上高の割合が五〇％を超える事業者とされています。